

日本代協 ニュース

INDEPENDENT INSURANCE
AGENTS OF JAPAN INC.

第290号

発行者 (一社) 日本損害保険代理業協会
会長 岡部 繁樹
東京都千代田区有楽町 1-12-1 (新有楽町ビル)
☎ 03 (3201) 2745 FAX 03 (3201) 4639
ホームページ <http://www.nihondaikyo.or.jp>



われわれは、次の募集規範
を遵守し、消費者の利益に
貢献します。

倫理規範

- ①社会性・公共性の自覚 ②自己研鑽
- ③信義・誠実性 ④信用の維持
- ⑤反社会的勢力との関係遮断

行動規範

- ①重要事項の説明 ②最適アドバイス
- ③アフターサービス・アフターフォロー
- ④顧客の情報の守秘 ⑤法令の遵守



挨拶する岡部会長

今回の保険業法改正の特徴は、「適正な比較説明・推奨販売、経営・募集両面の内部監査等の態勢整備、問題点の改善に向けた取り

組み」であり、「乗合代理店における比較・推奨販売は、代理店個社の将来像に大きく影響する。自らの課題を自ら洗い出すとともにお客様の声を正面から受け止め検証・改善を繰り返し、きめ細かなお客様対応を実践し、徐々に業務のレベルを引き上げていくことが重要だ」と指摘しました。

今回の保険業法改正の特徴は、

「適正な比較説明・推奨販売、経

営・募集両面の内部監査等の態勢

整備、問題点の改善に向けた取り

日本代協は6月14日(火)、東京・千代田区の損保会館において平成28年度通常総会を開催し、平成27年度事業報告案など議案を付議、全議案が可決・承認されました。席上、岡部繁樹会長は、「会員増強運動において、保険のプロを数多く迎え入れ、より高いお客様サービスができる代理店を目指す団体となるべく力を合わせて取り組みを進めていきたい」と述べました。

平成28年度通常総会、保険のプロ集団に

大競争時代に必要なビジネスモデルの変革

のビジネスモデルの変革が必要になると述べました。

日本代協では、引き続き、①損害保険大学課程、②社会貢献活動③代理店賠償「日本代協新プラン」の周知と加入促進、の三つの取り組みを柱に据えて活動を展開、最大の組織課題である会員増強と国民年金基金加入推進を引き続き強化すると指摘しました。

審議では①第1号議案「平成27年度(第52期)事業報告案承認の件」、②第2号議案「平成27年度(第52期)貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録承認の件」、③第3号議案「全役員任期満了に伴う役員選任の件」などを審議し、原案どおり承認されました。

来賓挨拶では、金融庁監督局保険課長の井上俊剛氏が挨拶し、①大規模特定保険募集人の義務、②フィデューシャリー・デューティの重要性、などについて説明しました(詳細は4頁に掲載)。

通常総会後、平成28年度第2回理事会と第1回全国会長懇談会が行われました。

第2回理事会

「承認事項」

1 平成28年5月13日開催 理事
会議事録の承認

上記議事録は、平成28年5月26日付第16-35号(J-2)にて報告され、確認済みをもって、異議なく承認された。

「報告事項」

1 平成28年度「代協正会員増強運動」の実施5月分の報告
事務局より、「代協正会員増強運動」の5月分の報告ならびに組織率50%未満代協の50%達成目標年次の報告があり、確認、共有された。

なお、暫定組織率は、香川県代協が68・1%で第一位、岡山県代協が67・4%で第二位となっている。

2 教育事業関連項目の報告

(1) 損害保険大学課程の現状
事務局より、①損害保険大学課程コンサルティングコースの運営状況ならびに②損害保険トータルプランナーの認定状況等について報告があり、確認、共有された。

なお、6月初時点の損保トータルプランナー認定者数は1万245名、うちゴールドカード保有者は3235名、「損保トータルプランナー」がいる代理店検索機能への登録は2982店となっている。

(2頁へつづく)

〈2016年度 各委員会への諮問・推進事項〉

委 員 会	諮 問 ・ 推 進 事 項
企画環境委員会 (高橋委員長)	①募集の公平性の確保・募集環境整備（含む案件のデータベース化） ②銀行窓販・郵便局・ディーラー等の募集実態のモニタリング ③代理店賠償の推進と経営品質向上運動
教育委員会 (林委員長)	①損害保険大学課程関連の運営・検証・改善 ②日本代協独自の教育プログラムの構築・実施
組織委員会 (木下委員長)	①各代協正会員増強運動の推進（12,347店の達成） ②各代協・支部の組織力強化（「情報」、「熱」が伝わる組織づくり）の支援 ③新入会員オリエンテーション実施と各代協役員オリエンテーション実施の推進 ④国民年金基金の加入者募集の推進（120名必達）
CSR委員会 (北島委員長)	①全代協における地球環境保護運動・地域社会貢献活動の展開 ②グリーン基金の寄付先選考（含む寄付先団体との関係強化の推進） ③継続取り組みの推進（ぼうさい探検隊・無保険車追放・地震保険普及 他） ④こども110番の家の推進 ⑤学校教育の開催推進 ⑥大規模災害時の被災代理店支援策の検討（BCP策定推進を含む）
広報委員会 (小田島委員長)	①日本代協及び損害保険トータルプランナーの社会的認知度向上に向けた取り組み ②消費者団体、業界紙、有識者等との関係構築のための取り組み推進（本部・各代協） ③お客さま向け情報誌「みなさまの保険情報」の活用促進 ④日本代協ホームページの運営ならびに各代協のHPの更新率の向上推進
ビジョン委員会 (山中委員長)	①消費者向け教育の開講 ②損害保険基礎講座の検討 ③代理店経営支援のための施策の検討・提供（改正保険業法における代理店の課題収集を含む） ④ブロック協議会の位置付け、あり方の再検討
機関紙編集室 (武内室長)	日本代協ニュースの発行による代協加盟代理店への情報提供
コンベンションPT (橋本リーダー)	2016年度コンベンション開催に向けたアクションプランの策定と実施

〔審議事項〕 1 会長・副会長・専務理事・常務理事の選定、相談役の委嘱 (1)会長の選定 議長は、今般、会長（代表理事）が理事任期満了により資格を喪失し、退任することになるので、改めて選定したい旨を述べ、慎重協議した結果、全員一致をもって次のとおり選定した。 ◎会長（代表理事） 岡部繁樹氏 (2)副会長の選定 議長は、会長と同様に、副会長が退任することになるので、改めて選定したい旨を述べ、慎重協議した結果、全員一致をもって次のとおり選定した。 ◎副会長 小出富晴氏 ◎副会長 小平高義氏 ◎副会長 山口史朗氏 ◎副会長 金子智明氏 (3)専務理事・常務理事の選定 議長は、専務理事・常務理事も同様に、退任することになるので、改めて選定したい旨を述べ、慎重協議した結果、全員一致をもって次のとおり選定した。 専務理事 野元敏昭氏	（1頁からつづく） 本年度は損保トータルプランナーの最初の更新期である。旧認定保険代理士の3・6・9・12期修了者からの移行者（2477名）が対象である。 常務理事 小見隆彦氏 (4)相談役の委嘱 議長より、相談役の委嘱について、次の通り2名の態勢とするとの提案があり、全員一致をもって承認された。 ◎相談役 高梨重勝氏 ◎相談役 辻本完治氏 ◎相談役 辻本完治氏 (泉 健彦氏は解嘱) 2 各委員会委員長の選出ならびに地区担当理事の担当割 議長より、各委員会の委員長候補者ならびに地区担当理事の担当割につき提案があり、全委員長ならびに地区担当候補者とも、全員一致をもって承認され、会長から指名された。 〔各委員会委員長〕 ▽企画環境委員会 高橋克之氏（東京）新任 ▽教育委員会 林 雅弘氏（愛知）再任 ▽組織委員会 木下幸太郎氏（福井）再任 ▽CSR委員会 北島香代子氏（福岡）新任 ▽財務委員会 小出富晴氏（大阪）再任 ▽広報委員会 小田島綾子氏（新潟）新任 ▽機関紙編集室 武内慶一氏（千葉）新任 ▽ビジョン委員会 山中 尚氏（大阪）再任 〔地区担当理事の担当地区割〕
--	---

〈2016年度 副会長の担当業務〉

	小出 副会長	小平 副会長	山口 副会長	金子 副会長
共 通	・会長補佐（事業推進に関するアドバイス・会長代理機能） ・損保協会、保険会社、有識者等との関係構築 ・政治対応支援 ・地域担当理事へのサポート			
委員会 サポート	組織委員会	ビジョン委員会	CSR委員会	教育委員会
	財務委員会	広報委員会		企画環境委員会

▽北海道、南・北東北
丸山邦夫氏（宮城）新任
▽上信越、東・南関東、東京
横山健一郎氏（埼玉）新任
▽東海、北陸
津田文雄氏（石川）再任
▽近畿、阪神
川本吉成氏（奈良）再任
▽東・西中国、四国
小澤正志氏（高知）再任
▽九州北・南
陣内 栄氏（佐賀）再任
3 各委員会への諮問・推進事項
議長より、本年度各委員会の諮問・推進事項を以下の通りとした

いとの提案があり、審議採決の結果、全員一致をもって承認された。
4 副会長の担当業務（平成28年度／3頁参照）
議長より、平成28年度の副会長の担当業務について上表の通り報告され、確認された。
【監事講評】
杉本監事から、以下の通り、監事報告がされた。
「報告事項2項目、審議事項5項目ともに、スムーズに議事進行され、適切に審議決定されており、妥当なものと判断する。選任された役員は、日本代協の組織運営に尽力願いたい。」

平成28年度 第1回 全国会長懇談会

1 ①新体制役員の役職・担当業務の発表
②各代協会長 自己紹介
2 熊本地震状況説明（熊本県代協 井上会長）ならびに義援金目録進呈
3 平成27年度代協正会員増強運動優秀代協の表彰
①年間自主目標達成代協の表彰
福岡、宮城、新潟、京都、熊本、沖縄、青森、山梨、滋賀、奈良、香川、高知、長崎、鹿児島（会長特別表彰は福岡、高知）
②会員増強2月増強キャンペーンの表彰

青森、宮城、新潟、山梨、京都、奈良、香川、高知、福岡、長崎、鹿児島、沖縄
③連クオーター稼働
京都
4 全国一斉「国民年金基金推進キャンペーン」表彰
①キャンペーン期間で目標達成代協
和歌山、山梨、熊本
②年度末までの達成代協
神奈川、京都、奈良、長崎
5 三冠王（会員増強・国民年金基金・コンサルティングコース）の表彰
6 会員増強の好取組事例発表
新潟・新潟支部、奈良・奈良支部、長崎・県央支部
7 平成28年度事業計画の推進等（日本代協からの報告事項）
①代協正会員の増強
②国民年金基金加入者募集の推進
③損害保険大学課程の現状と今後の取り組み
④代協正会員実態調査の集約結果報告
⑤第6回日本代協コンベンション
⑥業法改正対応
⑦その他の情報提供（株JCM、日企、その他）
8 分散会（6地区単位の分散会）
テーマ・組織運営（特に各代協の理事会の運営）について

“日本代協新プラン” 2016年度 関連情報

2016年
10月1日
より

引き受け保険会社「エース損害保険」は、
「Chubbチャブ 損害保険会社」に社名変更します。

〈今年度の契約方式は…〉

代協正会員を対象とした代理店賠償“日本代協新プラン”は、来る10月1日が満期となります。上記の通り、保険会社の社名が変更になりますので、ご注意ください。

○8月中旬以降、エース損害保険より、一式書類（新規用・継続用）を全会員に一括送付

○最終申し込み締切日＝平成28年9月2日（金）

（更新は昨年同様の補償内容で、保険料も据え置きです）

○10月中旬以降、社名変更に伴い、Chubbチャブ 損害保険より加入者証が送付されます。

来賓挨拶

お客様のために何ができるか
といった視点を常にもつ

金融庁監督局保険課長〔当時〕 井上俊剛氏

日本損害保険代理業協会並びに会員の皆様方におかれては金融行政に深いご理解を頂きますとともに、改正保険業法への対応をはじめ保険代理店・保険募集人に対する教育・研修活動の実施などを通じて保険契約者保護にご尽力頂いていることを承知しております。この場をお借りして敬意と感謝を申し上げます。

このたびの熊本地震に関係する皆様方に心よりお見舞いを申し上げます。熊本代協の皆様及び各保険代理店におかれては、自らも被災の影響を受けているにもかかわらず、東日本大震災の経験を生かし保険会社と連携し迅速にお客様対応に取り組んでいることに對



し敬意と感謝を申し上げます。引き続き皆様が円滑にお客様対応を進めて頂けるよう、金融庁としてもできる限り支援をさせて頂きます。

■大規模特定保険募集人の義務

改正保険業法は、平成26年5月に公布され先月29日に施行しました。施行までの間、協会及び会員の皆様におかれては新制度を踏まえた実務等に関する準備、研修に十二分に取り組んで頂いたと承知しています。引き続き保険代理店の皆様がPDCAサイクルを回し、保険募集の適切性を確保するための取り組みを継続して頂きますようお願い申し上げます。

今回の改正保険業法の施行により、保険業法第303条が定める規模の大きな特定保険募集人に該当した保険代理店に対する監督強化の一環として、これらの代理店には帳簿書類の備え付け及び事業報告書の作成・提出が義務付けられました。今後、事業年度末時点で規模の大きな特定保険募集人に

該当した保険代理店は、事業年度末の翌日から3月以内に管轄する財務局に事業報告書を提出して頂きます。

金融庁及び財務局では先般、規模の大きな特定保険募集人に対するこれら新たな義務の導入について、保険代理店の皆様に周知徹底を図るためリーフレットを作成しました。これは、金融庁のWebサイトにも掲載しています。各保険代理店への配布に当たっては、貴協会にもご協力頂きました。保険代理店の皆様は、帳簿や事業報告書の作成、提出に関してご不明な点等があれば、管轄の財務局に遠慮なくお問い合わせ願います。

■財務局と緊密な関係を

財務局における保険募集人の監督要件について申し上げますと、これまででは保険募集人の登録申請の受理・審査及び保険募集人に関する諸事項の届け出の受理等の業務が中心でした。今回の改正保険業法の施行により、事業報告書の受理のほか保険募集人に対する体制

整備義務の導入を踏まえたヒアリング等を実施することになりました。保険代理店の皆様は、保険募集人の直接の監督者である財務局とこれまで以上に緊密な連絡を取って頂き、適切に改正保険業法にご対応いただきますようお願い申し上げます。

■フィデューシャリー・デューティ

金融庁では、フィデューシャリー・デューティ(受託者責任)の浸透・実践の観点から、貯蓄性保険の提供・販売のあり方についてモニタリングを実施するとともに、様々な意見交換を行ってきました。金融機関における貯蓄性保険の販売手数料開示については具体策を検討してきましたが、検討の中では「手数料の開示を義務化するべき」という考え方が一方、「金融機関はフィデューシャリー・デューティの趣旨や必要性を十分に理解した上で創意工夫を行っていくことがより重要。一部商品の規制として導入しても効果は限定的」という意見もありました。

いずれにせよ、生命保険の貯蓄性保険の販売のあり方については、さらに幅広い検討を行っていきたいと考えています。フィデューシャリー・デューティは、貯蓄性保険の手数料開示に伴うことが多いのですが、必ずしもこの分野に限

定された話ではありません。本来は、お客様と様々な局面で携わる事業者自身が、お客様に対して顧客本位を貫くプリンシパルを実施していただくことに尽きると思います。

このような考え方を定着させていくために、今後、金融審議会でどのような取り組みが必要かについて幅広く議論を行ってみたい、こうした議論を踏まえ、フィデューシャリー・デューティの浸透・徹底に向けて永続的な取り組みを進めていきたいと考えています。

今般の保険業法改正により、保険会社や保険募集人の皆様は保険募集の基本的なルールを遵守して頂くとともに、実効性のある体制整備に取り組んで頂いたことはお客様が自らのニーズに合った保険に加入できる環境整備に大いに繋がると考えています。これは、まさに顧客重視の業務運営というフィデューシャリー・デューティのプリンシパルにもかなうものです。皆様におかれては、日々の保険募集業務においてお客様のためにどれだけやってきているのか、そのためにお客様の意向に沿ったどのような情報が提供できるのか、お客様のために何ができるのかといった視点を常にもつていただき、お客様に向けた対応の向上に努めて頂きますようお願い申し上げます。

日本代協役員・都道府県代協会長

日本代協役員

・ 会 長



岡部 繁樹

・ 副会長



小出 富晴



小平 高義



山口 史朗



金子 智明

・ 理 事



丸山 邦夫



横山 健一郎



津田 文雄



川本 吉成



小澤 正志



陣内 栄



木下 幸太郎



林 雅弘



山中 尚



高橋 克之



北島 香代子



小田島 綾子

・ 専務理事



野元 敏昭

・ 常務理事



小見 隆彦

・ 監 事



杉本 恭三



渡辺 眞一



吉川 正幸

・ 名誉会長



荻野 明廣

・ 顧 問



佐藤 貞一郎

・ 相談役



高梨 重勝



辻本 完治

都道府県代協会長

・ 北海道



佐々木 雅之

・ 青森県



藤原 広洋 (代行)

・ 岩手県



遠藤 真喜男

・ 秋田県



塩田 聡

・ 宮城県



小林 良昭

・ 山形県



中野 伸二

都道府県代協会長

・福島県



星 一郎

・新潟県



広田 久男

・長野県



荒井 英和

・群馬県



薊 仁

・栃木県



二十二 修

・茨城県



島根 昌明

・埼玉県



清水 克俊

・千葉県



栗田 秀美

・神奈川県



雨宮 豊

・山梨県



小野 嘉一郎

・東京都



磯 利二

・静岡県



菊池 勝男

・愛知県



金子 紀代志

・岐阜県



畦地 正治

・三重県



田中 義彦

・富山県



若松 茂夫

・石川県



田中 和彦

・福井県



下村 文則

・滋賀県



大谷 和之

・京都府



田中 康三

・奈良県



平尾 武士

・大阪府



黒石 光壽

・兵庫県



塩谷 広志

・和歌山県



中村 利雄

・岡山県



谷川 明義

・鳥取県



重親 弘志

・島根県



古田 良二

・広島県



旨山 忠秀

・山口県



中村 俊明

・徳島県



山本 高弘

・香川県



近藤 求

・愛媛県



稲澤 眞一

・高知県



西村 方志

・福岡県



佐々木 博邦

・大分県



本田 雄三

・佐賀県



橋間 勇人

・長崎県



横田 清孝

・宮崎県



長友 久人

・熊本県



井上 浩一

・鹿児島県



中村 善任

・沖縄県



野原 早織